



セカンドオピニオン

明治安田生命保険相互会社

2022年12月28日

MY サステイナブルファイナンス フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、明治安田生命保険が策定した融資フレームワーク「MY サステイナブルファイナンス」（MY グリーンローン、MY ソーシャルローン、MY サステナビリティ・リンク・ローン）が各々対応する国際的な原則¹や国内のガイドライン²に整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「MY サステイナブルファイナンス」推進に係る明治安田生命保険のグループサステナビリティ方針
3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」の整合性について
 - (1) 調達資金の用途
 - (2) 評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する「MY サステナビリティ・リンク・ローン」の整合性について
 - (1) KPI の選定
 - (2) SPTs の設定
 - (3) ローンの特徴
 - (4) レポーティング
 - (5) 検証
5. まとめ

¹ グリーンローンは「グリーンローン原則」（GLP）、ソーシャルローンは「ソーシャルローン原則」（SLP）、サステナビリティ・リンク・ローンは「サステナビリティ・リンク・ローン原則」（SLLP）。いずれもローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケーションズ・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLL ガイドライン）

1. オピニオンの位置づけ

大手生保の一角を占める相互会社。生命保険会社は「資産保有者としての機関投資家(アセットオーナー)」であるとともに、団体年金ビジネス等では「資産運用者としての機関投資家(運用機関)」としての側面もあわせ持っており、顧客(契約者)から投融資先企業へと向かう投資資金の流れ(インベストメント・チェーン)の中で重要な役割を担う。明治安田生命保険は「確かな安心を、いつまでも」を経営理念に掲げ、相互会社として長期に安定した経営と、顧客一人ひとりの人生に寄り添うアフターフォローの提供を目指しており、これらは持続可能な社会の実現を掲げるSDGsの理念と軌を一にするものと位置付けている。機関投資家としては、契約者から預かった保険料を原資に手掛ける資産運用業務を通じて、投融資先企業の企業価値向上やサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)に貢献していくことが機関投資家としての責務であると考え、持続可能で希望に満ちた豊かな社会づくりに向けて、インベストメント・チェーンの一員として積極的に役割を発揮することにより、機関投資家としての責任を果たすとしている。

明治安田生命保険はSDGs達成へのさらなる貢献に向けて、「脱炭素社会の実現」「生物多様性の保全」「ソーシャル」分野をESG投融資の重要取組テーマに設定し、国際機関や企業との対話、協議・働きかけを踏まえたESG投融資を推進している。本フレームワークはこれまでの取り組みをさらに加速させるとともに、大企業だけでなく中堅企業等を含め、幅広い企業のESGファイナンスに関するニーズに対応することが自社の社会的使命との認識の下、包括的なESG融資の枠組みとして位置付けている。環境・社会の両面から課題に焦点を当て、グリーンローン、ソーシャルローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを対象に、大手生保として投融資先企業の事業活動を金融の面から支える取り組みの一環として策定しており、国際的な原則や国内のガイドラインの趣旨を念頭に様々な企業が取り組みやすい内容となっている。

R&Iは本フレームワークが国際的な原則や国内のガイドラインに対する整合性³⁾について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「MY サステナブルファイナンス」推進に係る明治安田生命保険のグループサステナビリティ方針

明治安田生命保険は経営理念の下、グループで共有する考え方として、グループサステナビリティ方針を定めている。事業活動とSDGsの関係を整理し、「ステークホルダーへの影響度」「事業との関連性」の観点から、15項目を「優先課題(マテリアリティ)」として設定し、その解決に貢献する取り組みを推進している。マテリアリティでは「健康寿命の延伸」「地方創生の推進」を「特に注力する優先課題」と位置付けるほか、環境面では「環境保全・気候変動への対応」を「さらなる取組が必要な優先課題」とし、その取組みを強化している。2019年1月に気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言への賛同を表明したほか、2021年7月には持続可能な社会づくりへの貢献として、事業者・機関投資家の双方の立場からCO₂排出量の削減にかかる新たな目標を設定し、脱炭素社会の実現に資する投融資ポートフォリオへの移行を目指している。

グループサステナビリティ方針や設定したマテリアリティの考え方にに基づき実施しているESG投融資に関しては、2021年度からの3カ年で5000億円の投融資計画を設定し、2021年度は約3500億円を実行した。SDGs達成へのさらなる貢献に向けてESG投融資における重要取組テーマを念頭に、国際機関や企業との対話、協議・働きかけを踏まえたESG投融資を引き続き強化していく方針で、本フレームワークもその一環で策定している。

本フレームワークでは環境・社会の両面から課題への対応を意識し、グリーンローン及びソーシャルローンにおける資金使途、SLLにおけるKPIの対象範囲を設定している。本フレームワークに紐づく融資サービスを大企業以外にも広げることで、サステナビリティ活動のすそ野を拡大することを目指しており、明治安田生命保険のグループサステナビリティ方針等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

³⁾フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や国内のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」の整合性について

R&I は明治安田生命保険が策定した融資フレームワークのうち、「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」を対象に、グリーンローンやソーシャルローンを構成する4つの要素（調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）について、対応する国際的な原則（GLP、SLP）やガイドライン（GL・SLL ガイドライン）における確認事項（「べきである」事項）を充足しているかを確認した。

4つの要素に関して、「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」は国際的な原則やガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていないが、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが国際的な原則やガイドラインに整合していると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当されるか。

明治安田生命保険は ESG 投融資の重要取組テーマに基づき、本フレームワークで対象とする融資について、グリーンローンは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金、ソーシャルローンは社会的課題への対処や軽減に資するソーシャルプロジェクトへの設備資金に原則限定としている。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途の対象は国際的な原則やガイドラインに示されるカテゴリーを参考に以下の内容で設定している。ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々の想定も行っている。本フレームワークでは、事業カテゴリー毎に具体的に示している主要プロジェクト例も列挙している。

【資金使途】

MYグリーンローン	MYソーシャルローン
再生可能エネルギーに関する事業 (発電、送電、機器を含む)	手ごろな価格の基本的インフラ設備
省エネルギーに関する事業	必要不可欠なサービスへのアクセス
汚染の防止と管理に関する事業	手ごろな価格の住宅
クリーンな輸送に関する事業	雇用の維持・創出
気候変動に対する対応に関する事業	食料の安全保障と持続可能な食糧システム
環境配慮商品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業	社会経済的価値向上とエンパワーメント
グリーンビルディングに関する事業	
その他環境改善効果のある事業資金	

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果又は社会課題解決について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等も明治安田生命保険が確認する。

融資部は借入人との対話を通じてプロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認し、その内容を「チェックシート」にまとめ運用企画部責任投資推進室に回付する。同室は営業推進業務やクレジット判断とは異なる立場から、対象案件の資金使途の妥当性等を原則やガイドラインに照らして総合的に判断する。なお、クレジット評価を担う運用審査部は案件のサステナビリティ性の判断に関与しない。

資金の充当対象となるプロジェクトは広範囲にわたる。案件の採り上げにあたっては運用企画部責任投資推進室がその適切性等を判断できる項目を選定するとしている。判断できない場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。

② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

融資部はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。説明内容は運用企画部責任投資推進室にも共有される。

③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合

「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」では複数トランシェは設定されない。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善効果についての確認は、新規プロジェクト同様になされる。

(2) 評価と選定のプロセス

① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンやソーシャルローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面や社会面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」は明治安田生命保険がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンやソーシャルローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、明治安田生命保険も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金使途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的には原則やガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、明治安田生命保険は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善又は社会課題解決の効果や、対象プロジェクトと借入人の経営戦略が合致することを確認する。プロジェクトの選定における専門性は明治安田生命保険がその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として明治安田生命保険が想定している企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となる。

(3) 調達資金の管理

① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。明治安田生命保険は借入人から調達資金をプロジェクトに全額充当する旨の表明保証を受け、原則領収書や請求書の提出を以て確認、管理を行う。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンやソーシャルローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

ローン実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して借入人及び明治安田生命保険のウェブサイトで公表する。資金の充当完了又は融資期間終了までの間、借入人から年1回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果又は社会課題解決の効果に関する報告を受ける。レポーティング内容は融資部及び運用企画部責任投資推進室で共有され、当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は融資部を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。

レポーティングにおいて借入人が対応すべき事項について、原則では貸付人に対する報告としている一方、ガイドラインでは借入人がグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項をさらに一般に開示するべきとしている。本フレームワークではレポーティングの公表に関しては借入人の任意としているが貸付人への報告は必須としており、全体として整合的な仕組みで設計されている。

② 環境改善効果・社会的効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークでは環境改善や社会課題解決の効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。その役割は融資部及びグリーンローンやソーシャルローンの適切性を判断する運用企画部責任投資推進室が担う。案件採り上げにあたっては同室で確認作業が可能なプロジェクトかという点も考慮している。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する「MY サステナビリティ・リンク・ローン」の整合性について

R&I は明治安田生命保険が策定した融資フレームワークのうち、「MY サステナビリティ・リンク・ローン」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートニング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を、GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、どの程度充足しているかを確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「MY サステナビリティ・リンク・ローン」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI について、本フレームワークでは借入人の事業活動に関連し重要度が高く、中長期的かつ持続的な価値の追求に資する指標を選定することとしている。KPI は借入人だけでなく貸付人である明治安田生命保険でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

フレームワークでは、SLLP や GL・SLL ガイドラインの例示を参考に、以下の内容で設定している。

【KPI】

MYサステナビリティ・リンク・ローン
エネルギー効率
温室効果ガス排出
再生可能エネルギー
サーキュラーエコノミー
気候変動に対する適応
グローバルESG評価
その他環境面・社会面にポジティブな影響を与えるもの

② KPI の重要性

KPI は環境課題への対応に関連する指標が軸となっており、いずれも地球温暖化緩和策等において全ての企業が取り組むべき内容で、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。KPI は基本的に環境課題に対応する指標が中心ではあるが、社会的な課題の解消につながる指標等についても検討対象としている。本フレームワークで選定される KPI は明治安田生命保険のグループサステナビリティ方針等の趣旨にも沿っており、その重要性に問題はない。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は選定した KPI に対応して野心的かつ有意義で定量的に測定可能で、借入人にとって中核的かつ重要な事業領域においてサステナブルな取り組みを行なううえでの数値目標を設定する。目標は年次と年次以外のいずれの設定でも対応できるようにしている。借入人のサステナビリティ戦略に沿った ESG/SDGs 目標があらかじめ設定されている場合は、その妥当性や適切性を確認する。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断される。

- A) 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値（炭素予算等）、国・地域単位または国際的な目標（パリ協定、カーボンニュートラル目標、SDGs 等）、設定された BAT（Best Available Technology、利用可能な最良の技術）および ESG のテーマ全体で関連する目標を決定するその他の指標国際的な基準や目標および国・地域における基準や目標との比較
- B) 同業他社と比較した場合における、設定した SPTs の相対的な位置づけ（例：平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか等）
- C) 借入人自身の直近のパフォーマンス水準（可能な限り、最低過去 3 年分のトラックレコードを有する KPI を選定）との比較

SLLP では A) ～C) の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは借入人の事業特性等によっては 1 つの要素のみで判断されるケースがあり、この場合、SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、A) ～C) は SLLP 及び GL・SLL ガイドラインが挙げる野心性判断の観点と合致しており、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取り組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

KPI と SPTs は借入人と融資部で対話・協議し決定する。KPI の重要性和 SPTs の妥当性は MY グリーンローン及び MY ソーシャルローンにおける資金使途の妥当性判断と同様、運用企画部責任投資推進室が判断する。同室は SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨と照らしながら、案件の採り上げ可否を決定する。また融資実行後の検証業務に対応できるかという点も事前に確認する。クレジット評価を行う運用審査部は SPTs の設定に関与しない。

KPI の重要性や SPTs の野心性等案件のサステナビリティ性の判断は営業推進やクレジット判断とは異なる立場にある運用企画部責任投資推進室が判断する設計になっている。野心性の判断のプロセス以外は主に SLLP が KPI の選定や SPTs の設定で求める要件を満たすことを求めている。SPTs の妥当性の判断や検証対応が難しいと判断した場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。以上を踏まえると、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った KPI や SPTs が設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特徴

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は引き下げ幅と同じ水準だけ金利を引き上げる。インセンティブに関する内容 (SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等) は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類等に明記される。

R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たしていることを確認している。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、借入人の決算期に応じて年 1 回、SPTs の達成状況等に関する情報について、融資部宛てに報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンスやデータ等疎明資料も提出する。借入人のウェブサイト等におけるレポーティング内容の公表は借入人の任意とする。

SLLP において、借入人は少なくとも年 1 回貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際には明治安田生命保険及び検証業務を担う SDG インパクトジャパン (以下、SIJ) が SPTs の達成状況を確認できる材料を提出することを求めており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポーティング内容の公表は借入人の任意としており、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たしていない場合がある。ただ、本フレームワークによるローンについて一般に開示しない場合は、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを明治安田生命保険から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

借入人から受領したレポーティング内容は融資部経由で運用企画部責任投資推進室及び検証業務を担う SIJ に共有される。明治安田生命保険は本フレームワークの策定にあたって、第三者機関は明治安田生命保険グループ外の企業で、SDGs や ESG 投融資等のサステナビリティ領域に高度な知見を有し、KPI の実績値の確からしさに関する検証業務が可能な SIJ を事前に選定している。SIJ はレポーティング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータ等を使用して検証する。なお、対象とする KPI がグローバル ESG 評価等のような外部機関の評価指標の場合や、統合報告書等に記載され外部機関の第三者保証・検証等を受けている場合、SIJ による検証業務は必要としない。検証結果は融資部に報告され、融資部が金利変更の必要有無を判定する。検証結果については外部公表を行わない。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は明治安田生命保険が求める水準でなされるものと考えられる。グループ外の SIJ が検証を行うことで、検証結果について客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては公表しないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」「MY サステナビリティ・リンク・ローン」は持続可能な社会の実現に向け、対象企業のサステナビリティ活動を推進・支援することを目的として、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定している。

本フレームワークについて、R&Iは各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。「MY グリーンローン」「MY ソーシャルローン」に関しては、調達資金を充当する対象事業は原則やガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である明治安田生命保険側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。「MY サステナビリティ・リンク・ローン」はSPTsの野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、レポートや検証内容に関する明治安田生命保険への報告義務、検証業務におけるSIJの関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークが国際的な原則や国内のガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。